公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０８１号
札幌市東区北19条東10丁目２番７―101号
債務者　阿部眞知子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３２号
札幌市中央区南13条西10丁目２番16―406号
債務者　北村　和義
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４１号
札幌市豊平区平岸１条７丁目３番10―802号
債務者　薄井　潤一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３５号
札幌市西区山の手５条４丁目１番41号　昴305号
債務者　今西　　奏
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４３号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地13　キャトルセゾン303号
債務者　阿部日出男
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９２号
札幌市北区北23条西４丁目２番31―306号
債務者　木野　玲子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９９号
北海道千歳市長都駅前５丁目６番９号　グリーンハピネス102号
債務者　長谷川浩寿
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３４号
北海道江別市東光町２番地の９　グレートメゾン103号
債務者　梶山真由美（旧姓柏）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０６号
北海道北斗市東浜１丁目14番８号　サンビーチＪＯＹ６―103号
債務者　毛利　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
山形県寒河江市大字留場545番地の２
債務者　大沼信太郎
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８７号
山形県尾花沢市新町２丁目２番７号　大類誠一方、住民票上の住所山形県尾花沢市新町３丁目９番15号
債務者　豊島　光子（旧姓大類）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
山形市久保田２丁目８番29号　シティハイム久保田102号
債務者　吉田　明美
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９３号
山形市小荷駄町８番１号
債務者　佐藤千枝子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９５号
山形市東青田５―11―22、住民票上の住所山形市飯塚町1212番地38　Ｆ―102号市営飯塚アパートＦ棟
債務者　美容室ロロこと　丹　　立博
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
群馬県太田市本町20番１―704号
債務者　大野　良治
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２０７号
群馬県藤岡市藤岡2029番地14
債務者　桐生せつ子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４２２号
埼玉県吉川市大字保472番地２　ヒカリコーポ201号、旧住所埼玉県吉川市保１丁目13番地７
債務者　大島ネリサ　リバティこと　オオシマ　ネリサ　リバティ　ラブコ
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係